# 田村市

http://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/24/shieijutaku.html

## 市営住宅等入居者募集

印刷用ページを表示する　掲載日：2016年1月8日更新

### 市営住宅、特定公共賃貸住宅とは

- 市営住宅は、比較的収入が低く、住宅に困窮している方々のために整備された公共住宅です。
- 特定公共賃貸住宅は、住宅に困窮する中堅所得者を対象に整備された公共住宅です。

田村市では、定期的に市営住宅等の入居者を募集しています。市営住宅への入居を申し込みされる場合、公営住宅法・市営住宅等条例に基づき収入基準をはじめ、その他条件を満たしていることが必要です。

### 入居者募集のお知らせ

現在、公募中の市営住宅等は下記のとおりです。
市役所都市計画課・各行政局産業建設課窓口（平日：午前8時30分から午後5時15分）まで、期限内に必要書類を添えてお申し込みください。申し込み多数の場合は、抽選となります。

**市営住宅公募一覧（申し込み期限あり）**

| 地域 | 団地名 | 階数 | 建築年 | 構造 | 間取 | 家賃 | 駐車場 | 申込期限 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 船引 | 下里団地1号棟15号 | 4階 | 昭和52年 | 中層耐火4階 | 3ＤＫ | 12,200円から | 無し | 1月18日（月曜日） |
| 船引 | 下川原団地8号 | － | 昭和47年 | 簡易耐火2階 | 3Ｋ | 11,300円から | 無し | 1月18日（月曜日） |

※「市政だより」1月号に掲載しています。申し込みは平成28年1月4日（月曜日）から受け付けます。

**下記の住宅は、随時申し込みを受付けます。同じ日に複数の申し込みがあった場合は、抽選となります。**

**市営住宅**

| 地域 | 団地名 | 階数 | 建築年 | 構造 | 間取 | 家賃 | 駐車場 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 滝根 | 菅谷第2団地3号 | － | 昭和53年 | 簡易耐火平屋 | 3Ｋ | 11,000円から | 無し |
| 滝根 | 広瀬団地5号 | 1階 | 昭和54年 | 中層耐火3階 | 3ＤＫ | 11,100円から | 無し |
| 滝根 | 広瀬団地16号 | 3階 | 昭和54年 | 中層耐火3階 | 3ＤＫ | 11,100円から | 無し |
| 大越 | 鷹待田団地404号 | 4階 | 昭和56年 | 中層耐火4階 | 3ＤＫ | 13,900円から | 有り |

**特定公共賃貸住宅**

| 地域 | 団地名 | 階数 | 建築年 | 構造 | 間取 | 家賃 | 駐車場 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 船引 | 東部団地5号棟5号 | 3階 | 平成5年 | 中層耐火3階 | 3ＤＫ | 53,000円 | 有り |

### 入居条件

次の用件をすべて満たしていることが必要です。

**市営住宅**

1. 同居、または同居しようとする親族があること（6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族）
2. 現に住宅に困窮していることが明らかであること
3. 市町村税等を滞納していないこと
4. 入居しようとする世帯員の所得合計額が、条例で定める基準額を超えないこと
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
6. 入居が許可された場合には、連帯保証人1名が得られること

**単身入居が認められる者**

- 60歳以上の方
- 身体障害者1級から4級、精神障害者1級から3級、知的障害者の方で自活可能な方
- 戦傷病者で、その障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症に定める程度の方
- 厚生大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者の方
- 生活保護法による生活扶助を受けている方
- 海外からの引揚者で5年を経過していない方
- ハンセン病療養所入所者の方
- ＤＶ被害者で保護が終了した日、または裁判所の命令が効力を生じた日から5年を経過していない方

**特定公共賃貸住宅**

1. 同居、または同居しようとする親族があること（6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族）
2. 入居しようとする世帯員の所得合計額が、条例で定める基準の範囲内にあること
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
4. 入居が許可された場合には、連帯保証人1名が得られること

入居者収入基準（所得額）

世帯全員の所得の合計が、基準内であることが必要です。

過去1年間の総所得から控除額を引いた額を12ヶ月で割った額（　所得月額＝（世帯全員の所得金額－控除額の合計）÷12ヶ月　）が、次の範囲内であることが条件です。

**市営住宅**

- 158,000円以内／月・・・一般世帯
- 214,000円以内／月・・・60歳以上の世帯、障がい者、小学校就学前の子供がいる世帯

**特定公共賃貸住宅**

- 158,000円以上、487,000円以下／月

収入額算定例

**夫婦＋子2人（就学児）の場合**

1. 所得額
   本人　2,331,600円＋配偶者　550,000円　＝2,881,600円
2. 控除額
   同居者が3名であるから　380,000円×3名＝1,140,000円
3. 収入額
   （2,881,600円－1,140,000円）÷12＝145,133円
   158,000円以下であるので、入居資格あり。

**このページに関するお問い合わせ先**

**都市計画課　建築住宅係**
〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2
電話番号：0247-82-1114　Fax番号：0247-81-1210
お問い合わせはこちらから